

## 戸田市都市再生協議会要綱

令和 5 年 9 月 8 日市長決裁

(設置)

第 1 条 北戸田駅周辺地区における将来ビジョン及び都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号。以下「法」という。）第 46 条に基づく都市再生整備計画（以下「都市再生整備計画」という。）の作成に関し必要な協議を行うため、法第 117 条第 1 項の規定に基づき、戸田市都市再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、北戸田駅周辺地区における次に掲げる事項について協議する。

- (1) 将来ビジョン及び都市再生整備計画の作成に関すること。
- (2) その他将来ビジョン及び都市再生整備計画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員（別表の 7 の項に規定する委員は除く。次項及び第 8 条において同じ。）の任期は令和 7 年 3 月 31 日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、学識経験者の中から選出する。
- 3 会長は、委員の互選によるものとし、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名によるものとし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 別表の2の項から6の項までに規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員が委任状（別記様式）にて指名する者（同じ団体の職員とする。）が代理として出席できるものとし、同表の7の項に規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（協議結果の報告）

第7条 会長は、第2条に掲げる事項の協議を完了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

（謝金）

第8条 委員（第6条第4項の規定による代理として出席した者を含む。）の謝金として、別に定める額を予算の範囲内で支払うものとする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

団体・組織名		人数	
1	学識経験者	2人以内	
2	関係団体	戸田市商工会から選出された者	3人以内
3		芦原町会から選出された者	2人以内
4	行政関係	埼玉県蕨警察署から選出された者	1人
5		埼玉県県土整備部から選出された者	2人以内
6		埼玉県都市整備部から選出された者	1人
7	市職員	7人以内	

別記様式（第6条関係）

## 委任状

年 月 日

（宛先）

戸田市都市再生協議会会長

団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、同団体の（代理人の職・氏名） \_\_\_\_\_  
を代理人と定め、下記事項について代理人へ委任します。

記

- ・ 第 回都市再生協議会における議決について